

第542回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年1月19日（水）

午前11時

場所 土浦合同庁舎 本庁舎 第1会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) つけ漁業に係る制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について【諮問】

(2) 令和3年度ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について【報告】

(3) その他

7 閉 会

霞水諮問第 3 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号）第 11 条第 1 項及び第 7 項の規定に基づき、つけ漁業に係る制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項及び第 7 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 1 月 17 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 谷村 明俊



(別記)

令和4年3月24日をもって有効期間が満了するつげ漁業の許可を更新するため、同規則第11条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第7項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

許可の更新に伴うつけ漁業の制限措置等の公示

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項に掲げるつけ漁業につき、規則第11条第1項の規定により、その許可すべき漁業者の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可を申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置

- (1) 漁業種類
おだ漁業、笹浸漁業及びその他つけ漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数
下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数
2.5トン以下
- (4) 推進機関の馬力数
80キロワット以下
- (5) 操業区域
下表のとおり
- (6) 漁業時期
1月1日から12月31日まで
- (7) 漁業を営む者の資格
操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

漁業種類の名称	操業区域	許可をすべき漁業者の数
おだ漁業	霞ヶ浦	2人
	北浦及び外浪逆浦	13人
笹浸漁業	霞ヶ浦	17人
	北浦及び外浪逆浦	21人
その他つけ漁業	北浦及び外浪逆浦	13人

2 許可を申請すべき期間

令和4年2月1日から令和4年3月1日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和4年3月25日から令和9年3月24日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第11条第7項の規定による許可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準を次のように定める。

第1 つけ漁業

- 1 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

つけ漁業の許可の更新に伴い定める制限措置等の事項について

令和 4 年 1 月 19 日
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

令和 4 年 3 月 24 日をもって有効期間が満了する「つけ漁業」(おだ漁業・笹浸漁業・その他つけ漁業)の許可を更新するにあたり、規則第 11 条第 1 項に基づき、以下の事項を定めて県報及び県ホームページにより公示する。

1 制限措置【資料 1-1、P3】

(1) 漁業種類

- ア おだ漁業
- イ 笹浸漁業
- ウ その他つけ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数 (公示枠)

ア おだ漁業

霞ヶ浦 2 人

北浦及び外浪逆浦 13 人

表 おだ漁業の許可更新の意向調査結果

地区	霞ヶ浦	北浦及び外浪逆浦
現許可受有者数	3	16
廃業予定者数	1	3
新規許可希望者数	0	0
更新予定数*	2	13

※更新予定数＝現許可受有者数－廃業予定者数＋新規許可希望者数

イ 笹浸漁業

霞ヶ浦 17 人

北浦及び外浪逆浦 21 人

表 笹浸漁業の許可更新の意向調査結果

地区	霞ヶ浦	北浦及び外浪逆浦
現許可受有者数	22	33
廃業予定者数	5	16
新規許可希望者数	0	4
更新予定数*	17	21

ウ その他つけ漁業

霞ヶ浦0人

北浦及び外浪逆浦 13人

表 その他つけ漁業の許可更新の意向調査結果

地区	霞ヶ浦	北浦及び外浪逆浦
現許可受有者数	0	15
廃業予定者数	-	2
新規許可希望者数	0	0
更新予定数*	0	13

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下

(5) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 霞ヶ浦

イ 北浦及び外浪逆浦

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

2 許可を申請すべき期間【資料 1-1 : P. 3】

令和4年2月1日から令和4年3月1日まで

（規則第11条第2項に基づき1月以上の期間を設ける）

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和4年3月25日から令和9年3月24日まで（5年間）とする。

(2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

4 許可の基準【資料 1-1 : P. 4】

当該漁業の取扱方針に基づき、申請者数が公示枠を上回った場合に申請者の優先順位をつけるための基準を以下のとおり定める。

〈許可の基準（概要版）〉

順位	基準
1	当該漁業の許可を有する者
2	当該漁業の操業実績を有する者
3	当該漁業以外の許可を有する者
4	当該漁業以外の操業実績を有する者
5	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
6	上記のいずれにも該当しない者

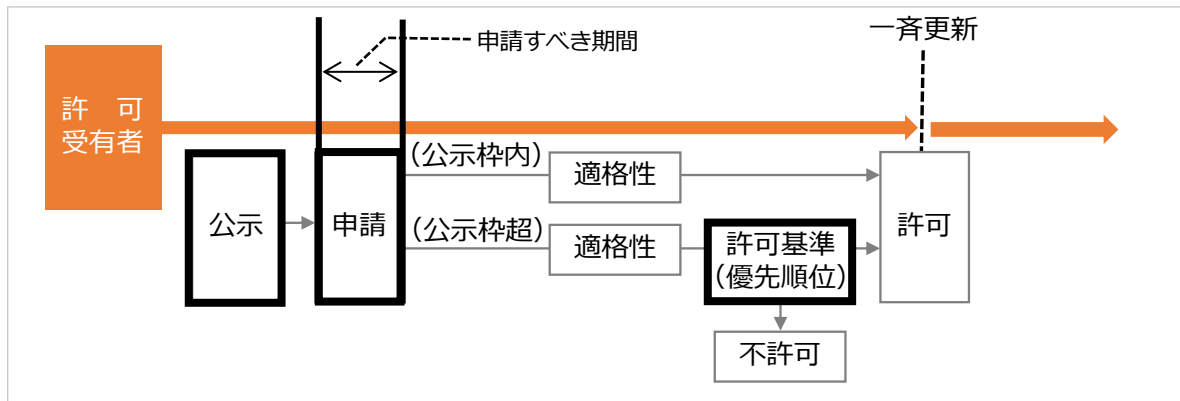


図 許可更新に係る手続のイメージ

つけ漁業の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第5号の規定によるつけ漁業(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

ア おだ漁業

イ 笹浸漁業

ウ その他つけ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

(5) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 霞ヶ浦

イ 北浦及び外浪逆浦

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基

づく方法により許可をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(許可の条件)

第7 第3第1項第1号アのおだ漁業の許可については、敷設できる箇所数を、現許可の条件に記載された範囲内とする。

(資源管理の状況等の報告)

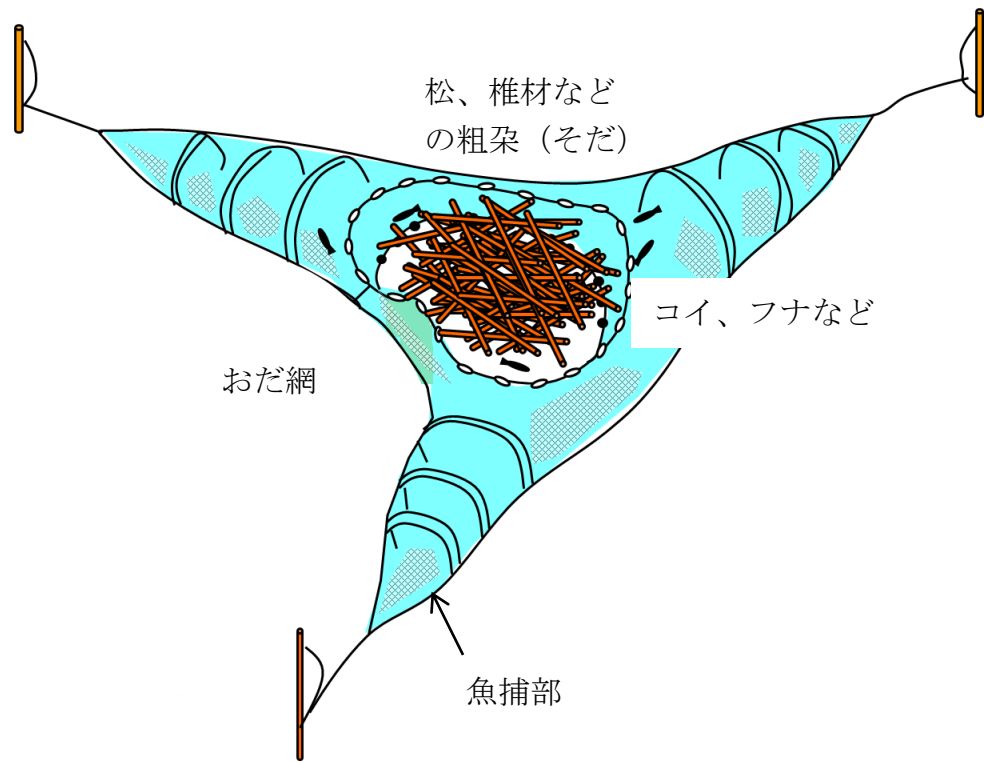
第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

2 つけ漁業の許可等に関する取扱方針(平成31年2月6日施行)は令和2年12月1日から廃止する。

おだ漁業について



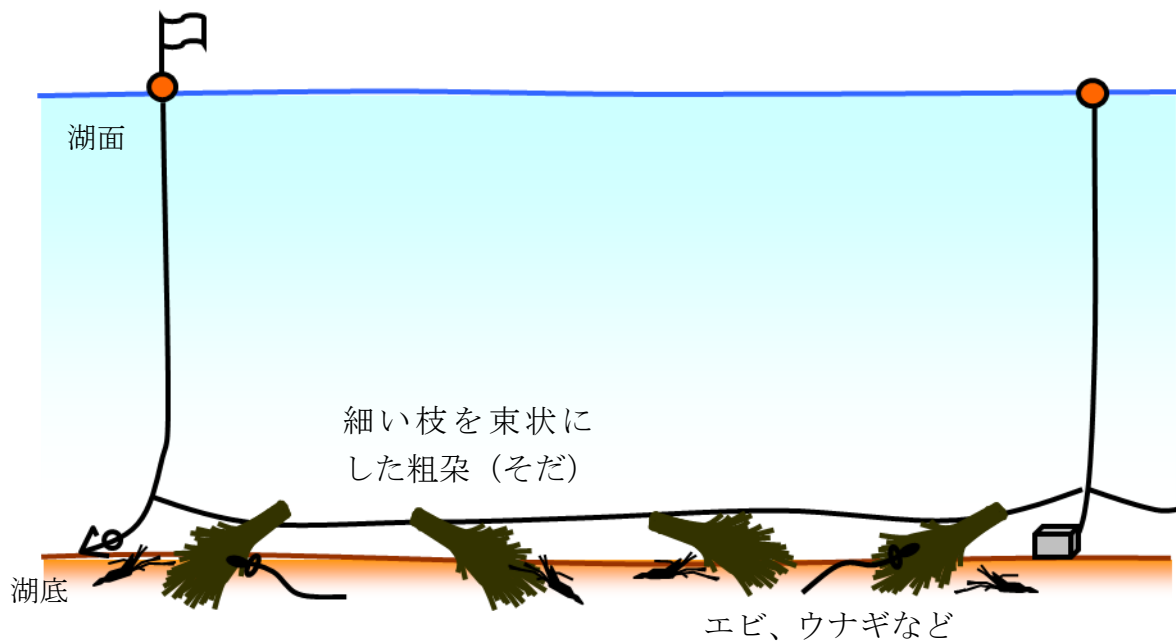
漁業名称：おだ

漁業時期：1月1日～12月31日

操業区域：霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦

漁法：湖中に木を積んでおき、魚がその中に潜入したところで網で囲って漁獲する

笹浸漁業について



漁業名称：笹浸

漁業時期：1月1日～12月31日

操業区域：霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦

漁法：細い木の枝を束ねて水中に沈め、エビや
ウナギが集まったところで束を引き揚げ、
網を下に差し入れて漁獲する

令和 3 年度 ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

	霞ヶ浦地区		北浦地区
1 許可対象者	霞ヶ浦漁業協同組合	麻生漁業協同組合	きたうら広域漁業協同組合
2 目的	ワカサギ人工ふ化放流事業	同 左	同 左
3 採捕従事者	組 合 員	同 左	同 左
4 採捕場所	同漁協のうち 8 支部の地先 (土浦、かすみがうら市、小美玉、玉造、 稲敷、古渡、美浦、阿見町)	同漁協の地先	同漁協のうち 2 支部の地先 (大和、北浦)
5 漁 法	建 網 漁 業 の う ち 「 ま す 網 漁 業 (張 網 漁 業) 」		
6 使用漁具の統数	70 ヶ統以内	4 ヶ統以内	8 ヶ統以内
7 採捕の数量	ワカサギ及びその他の魚類 合計 5,000kg 以内	ワカサギ及びその他の魚類 合計 250kg 以内	ワカサギ及びその他の魚類 合計 400kg 以内
8 採卵目標数量	3 億 4,600 万粒	4,950 万粒	8,000 万粒
9 採捕期間	令 和 4 年 1 月 2 1 日 から 令 和 4 年 2 月 2 8 日 まで		
10 採捕魚の取扱い	<p>採捕したワカサギは採卵に供するものとし、廃魚*は廃棄処分ならびに試験研究及び教育実習に無償提供する場合を除き、漁業協同組合の責任において冷蔵庫に保管するなど許可期間中はこれを販売しない。</p> <p>ただし、一部の廃魚については、漁業協同組合管理のもと、漁協作成の証票を貼付するなどの取組を条件として、共同出荷・販売等を行うことができることとする。</p> <p>※ (1) 採卵、採精後のもの (2) 採捕時に死亡又は未熟と認められ、人工ふ化事業に供することができないもの (3) 雌雄の採捕比率が偏重し、人工ふ化事業に供する必要がないもの</p>		
11 備 考	・採卵及びふ化放流は許可対象者が行い、必要に応じて水産試験場内水面支場が技術指導を行う。		

令和3年度ワカサギ人工ふ化放流事業実施に伴う特別採捕許可について

第1 趣旨

ワカサギの増殖を図ることを目的とした、「人工ふ化放流事業」の実施に係る特別採捕許可。

第2 許可対象

霞ヶ浦北浦海区において第2種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合

第3 適用を除外する事項

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 第33条(採捕禁止期間)、第38条(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第4 採捕する水産動植物の種類及び数量

ワカサギ、その他の魚類 (数量は各漁業協同組合の申請数量以内)

第5 採捕の期間

令和4年1月21日から同年2月28日まで

第6 採捕の区域

申請漁業協同組合に帰属する第2種共同漁業権漁場内

第7 使用する漁具及び漁法

張網 (漁具数は各漁業協同組合の申請数量)

第8 採捕に従事する者の氏名及び住所

各漁業協同組合から事業参加者として申請のあった者

第9 使用する船舶

各漁業協同組合から申請のあった船舶

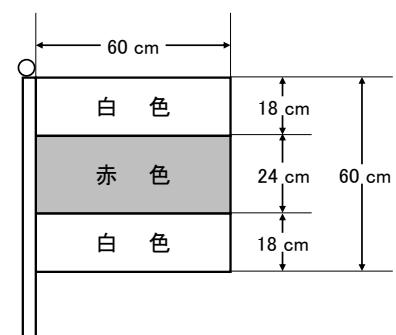
第10 許可の有効期間

許可の日から令和4年2月28日まで

第11 許可の条件

- (1) 採捕を行うときは、別記様式の「特採標識(標旗)」を見やすい場所に掲揚しなければならない。
- (2) 採捕を行うときは、許可証に記載された採捕に従事する者が記載された船舶に乗船し、採捕しなければならない。
- (3) 漁業等に被害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。
- (4) 採捕した水産動植物は、販売してはならない。ただし、採捕したワカサギのうち、漁業協同組合が実施する種卵及び廃魚の販売を除く。
- (5) 採捕及び採捕した漁獲物の処理(保管を含む)については、知事の指定した茨城県の職員の乗船又は立会を拒否してはならない。
- (6) 特別採捕許可に関して違反行為があったときは、この許可の全部又は一部を制限し、又は取り消すことがある。

【別記様式】
(特採標旗)



【参考 1】

ワカサギ廃魚の取扱要領

平成 29 年 1 月 20 日
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

特別採捕許可に基づくワカサギ人工ふ化事業における廃魚の取り扱いについて、本要領のとおり定める。

1. 廃魚の認定基準

次のいずれかとする。

- (1) 採卵、採精後のもの。
- (2) 採捕時に死亡又は未熟と認められ、人工ふ化事業に供することができないもの。
- (3) 雌雄の採捕比率が偏重し、人工ふ化事業に供する必要がないもの。

2. 取扱責任者の設置等

- (1) 特別採捕の許可を受けた者が廃魚を販売しようとする場合には、取扱責任者を設置しなければならない。
- (2) (1) を設置した場合は、茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長あて報告しなければならない。
- (3) 取扱責任者は、本要領に基づき廃魚の認定を行う。

3. 廃魚の販売等

- (1) 特別採捕の許可を受けた者が廃魚の販売を行おうとする場合には、団体名称及び特別採捕許可で採捕されたワカサギであることを内容とする証票（別記参照）を作成し、これを付すること。
- (2) (1) の証票は、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 廃魚の認定が無いワカサギを販売してはならない。

【別記】

実際に使用している証票



ワカサギ人工ふ化放流事業に係る採捕数量及び採卵数量実績

単位：kg（採捕数量）、万粒（採卵数量）

組合名(支部名)	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	採捕 数 量	採卵 数 量	採捕 数 量	採卵 数 量	採捕 数 量	採卵 数 量
霞ヶ浦	277.2	12,040	339.3	18,806	734.9	25,995
土浦	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		21.3	400
かすみがうら市	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		50.3	4,687
小美玉	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施	
玉造	自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施		自然採卵施設で実施	
稲敷	9.5	1,288	31.4	2,867	43.4	3,233
共同 美浦村・古渡	17.4	3,119	40.2	6,233	105.8	6,197
阿見町	自然採卵施設で実施		60.5	1,273	136.0	2,267
自然採卵施設	250.3	7,633	207.2	8,433	378.1	9,211
麻生	13.0	3,400	11.5	2,667	23.5	3,563
霞ヶ浦 計	290.2	15,440	350.8	21,473	758.4	29,558
きたうら広域	28.4	4,831	13.1	3,697	92.8	9,627
大和	7.1	922	7.0	1,450	48.8	4,898
北浦	21.3	3,909	6.1	2,247	44.0	4,729
大洋	—	—	—	—	—	—
霞ヶ浦漁協より提供	—	(1,800)	—	(2,107)	—	—
潮来	—	—	—	—	—	—
北浦 計	28.4	4,831	13.1	3,697	92.8	9,627
合 計	318.6	20,271	363.9	25,170	851.2	39,185